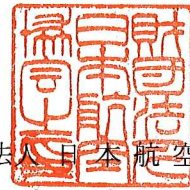


航協第21-209号

平成22年3月30日

航空スポーツ統括団体 御中



財団法人日本航空協会
航空スポーツ室長 小林 忍

自記高度記録計の取り扱い変更について

前略 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は航空スポーツ並びに当協会活動へのご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、平成22年4月1日より航空スポーツ活動（記録飛行や記章・技能証飛行）に使用されます自記高度記録計につきまして、従来行なっておりました精度証明後の当協会への登録は不要と致します。しかし、使用されます自記高につきましては「自記高度記録計の取り扱い規則」に定められた事項の確認が必要となりますので、ご理解願いますと共に自記高を使用されます方々へご周知をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

今後とも航空スポーツ並びに当協会へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

草々

添付

1. 自記高度記録計の取り扱い規則
2. 自記高度記録計登録済認定型式一覧表
3. 自記高度記録計の指定検査機関一覧表

以上